

川崎市外国人高齢者福祉手当支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、戦前に渡日した外国人に対し、川崎市外国人高齢者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、外国人高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 手当の支給を受けることができる者は、外国人で次の項目の全てを満たす者とする。

- (1) 誕生日が 1929 年 8 月 15 日以前の者
- (2) 申請時に本市の住民基本台帳に記録されてから 1 年以上が経過している者
- (3) 生活保護法による保護を受けていない者

(支給額等)

第 3 条 手当の支給額は、月額 22,000 円とする。

2 第 1 項による手当の支給は、第 4 条に規定する申請を受けた日の属する月から、第 5 条の規定による受給資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

3 手当は、毎年四期分(第 1 四半期 4 月～6 月分、第 2 四半期 7 月～9 月分、第 3 四半期 10 月～12 月分、第 4 四半期 1 月～3 月)を対象者の受給資格確認後に支給するものとする。

(申請及び決定)

第 4 条 手当の支給を受けようとする者は、川崎市外国人高齢者福祉手当支給申請書(第 1 号様式)に在留カード又は特別永住者証明書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請者に川崎市外国人高齢者福祉手当支給決定通知書(第 2 号様式)により通知するものとする。

4 支給しないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(受給資格の消滅等)

第 5 条 手当の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号の一に該当する場合は、受給資格を失う。

- (1) 川崎市から転出することによって、住民基本台帳の記録から除かれたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他市長が手当の支給を適当と認めないとき

2 市長は、受給者が前項の規定に該当したときは、当該受給者又はその家族に川崎市外国人高齢者福祉手当支給廃止通知書(第 3 号様式)により通知する。

(届出義務)

第 6 条 受給者は、次の各号の一に該当したときは、川崎市外国人高齢者福祉手当変更届(第 4 号様式)により、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 川崎市から転出することによって、住民基本台帳の記録から除かれたとき
 - (2) 市内転居により住所を変更したとき
 - (3) その他申請書の記載内容に変更を生じたとき
- (現況届)

第7条 市長は、必要に応じて、川崎市外国人高齢者福祉手当現況届(第5号様式)の提出を命じることができる。

- 2 受給者は、前項に規定する現況届の提出を命じられた場合は、必ず提出しなければならない。
- 3 市長は現況届による受給資格の確認ができるまで、手当の支給を停止することができる。

(受給者が死亡した場合)

第8条 受給者が死亡した場合において、その死亡した受給者に対する手当が未支給であるときは、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹がその支給を請求することができる。

- 2 未支給の手当の支給を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給の手当を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその金額についてしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 4 未支給の手当の支給を受けようとする者は、未支給の川崎市外国人高齢者福祉手当請求書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。
- 6 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請者に川崎市外国人高齢者福祉手当未支給決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。
- 7 支給をしないと決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(受給資格の復活)

第9条 第5条に規定する転出により受給資格を喪失した者が、再転入により住民基本台帳に記録された場合は、住民基本台帳に記録された日の属する月から、手当の受給資格を復活させるものとする。

- 2 前項に規定する、転出による資格喪失月と転入による資格取得月が、同月である場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、その月については、1か月分を支給するものとする。

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者にすでに支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(帰化者)

第11条 1945年8月15日以降帰化により日本国籍を取得したもので、第2条第1号及び第3号を満たし、かつ申請時に川崎市に住民登録を1年以上している者は、この手当の支給を受けることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 6 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正要綱は平成 7 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正要綱は平成 8 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正要綱は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

- 1 この改正要綱は平成 10 年 3 月 20 日より施行する。
- 2 改正後の第 12 条の規定は、平成 9 年 10 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この改正要綱は平成 11 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正要綱は平成 13 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する第 2 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正等した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

かわさきしがいこくじんこうれいしやふくしてあてしきゆうしんせいしよ
川崎市外国人高齢者福祉手当支給申請書

ねん がつ 日にち

(あて先) ^{きき}川 ^{かわ} ^{きき}崎 ^し市 ^{ちやう}長

^{しんせいしやじゆうしよ} (申請者住所) ^{かわさきし}川崎市 ^く区

^{しんせいしやしめい} (申請者氏名)

^{でんわ} (電話)

かわさきしがいこくじんこうれいしやふくしてあて ^{つぎ}川崎市外国人高齢者福祉手当を次により ^{しんせい}申請します。

本 人	住所	川崎市 区		
	フリガナ		フリガナ	
	氏名		通称名	
	国籍		生年月日	ねん がつ 日にち
	在留カード・特別永住者証明書の番号			
	川崎市に居住した日			ねん がつ 日にち
渡日状況	渡日した ねん がつ 日にち	ねん がつ 日にち	渡日後の 居住地	
振込口座	金融機関名		本店・支店	
	口座番号		種別	普通・当座・()
	口座名義人	フリガナ		
		氏名		

(あて名)

様

号
年 月 日

川崎市外国人高齢者福祉手当支給決定通知書

川 崎 市 長

さきに申請のありました外国人高齢者福祉手当につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

受 給 者			
受 給 者 番 号		支 給 金 額	
支 給 開 始 年 月		年 月 から	
振 込 先	銀 行 名		
	支 店 名		
	口座名義人カナ		
	口 座 番 号		

(注意)

- 1 川崎市外国人高齢者福祉手当受給中は、この通知書を保管してください。
- 2 手当の支給は年4回（6月・9月・12月・3月）で、振込時には改めて通知いたします。

(不服申立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第3号様式

(あて名)

様

年 月 日 号

川崎市外国人高齢者福祉手当支給廃止通知書

川 崎 市 長

様(受給者番号)に支給していた川崎市外国人高齢者福祉手当は、次の理由により 年 月から支給を廃止します。

<input type="checkbox"/> 受給者が市外に転出したため (転出年月日:)	
転出先	
<input type="checkbox"/> 受給者が死亡したため (死亡年月日:)	
<input type="checkbox"/> 受給者が生活保護を開始したため (開始年月日:)	
<input type="checkbox"/> その他、次の理由によるため	
廃止理由	

(不服申立ての教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

かわさきしがいいこくじんこうれいしやふくしてあてへんこうとどけ
川崎市外国人高齢者福祉手当変更届

ねん がつ 日にち

(あて先) 川崎市 市長

(受給者住所) 川崎市 区

(受給者氏名)

(受給者番号)

げんざい 現在、わたしが じゆきゆう 受給している かわさきしがいいこくじんこうれいしやふくしてあて 川崎市外国人高齢者福祉手当について、つぎ 次のおり へんこう 変更が生じ
ましたので へんこう 変更・はいし 廃止を届け出ます。

住所が変わりました。

しんじゆうしよ 新住所	かわさきし 区 川崎市 区 でんわ 電話 ()
----------------	--------------------------------

振込口座が変わりました。

きんゆうきかんめい 金融機関名		ほんてん してん 本店・支店	
しゆべつ 種別	ふつう とうざ 普通・当座 ()	こうざばんごう 口座番号	
こうざめいぎにん 口座名義人	フリガナ		
	しめい 氏名		

市外に転出しました。

てんしゆつさき 転出先	でんわ 電話 ()
てんしゆつねんがっぴ 転出年月日	ねん がつ 日にち

その他 (ほか せいかつ ほご じゆきゆう 生活保護受給・死亡等)

(あて名)

様

かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあてげんきょうとどけ
川崎市外国人高齢者福祉手当現況届

ねん がつ 日にち
年 月 日

(あて先) ^{さき}かわさきしちょう
川崎市長

^{とどけでにん} ^{じゅうしょ}
(届出人) 住所

^{しめい} ^{じゅきゆうしゃ} ^{ぞくがら}
氏名 受給者との続柄

^{でんわ}
電話

^{じゅきゆうしゃ} ^{しめい}
(受給者) 氏名

^{じゅきゆうしゃばんごう}
受給者番号

- ^{じゅきゆうしゃ} ^{じょうきょう} ^{へんか}
受給者の状況に変化はありません。
- ^{じゅきゆうしゃ} ^{じょうきょう} ^{つぎ} ^{とど}
受給者の状況が次のとおり変わりましたので届けます。

<input type="checkbox"/> ^{じゅうしょへんこう} 住所変更	区 電話 () ^{てんきねんがっぴ} ^{ねん} ^{がつ} ^{日にち} 転居年月日 年 月 日			
<input type="checkbox"/> ^{こうざへんこう} 口座変更	^{きんゆうきかんめい} 金融機関名		^{してんめい} 支店名	
	^{よきんしゅべつ} 預金種別	^{ふつう} ^{とうざ} 普通・当座 ()	^{こうざばんごう} 口座番号	
	^{こうざめいぎにん} 口座名義人カナ			
<input type="checkbox"/> ^{じゅきゆうしゃほんにん} ^{せいかつほ} ^ご ^{じゅきゆうちゆう} 受給者本人が生活保護受給中です。		^{ねん} ^{がつ} ^{日にち} 年 月 日から		
<input type="checkbox"/> ^{じゅきゆうしゃほんにん} ^{しぼう} 受給者本人が死亡しました。		^{ねん} ^{がつ} ^{日にち} 年 月 日		

みしきゅう かわさきしがいくじんこうれいしやふくしてあてせいきゅうしよ
未支給の川崎市外国人高齢者福祉手当請求書

ねん がつ 日にち

(あて先) かわさき し ちょう
川 崎 市 長

せいきゅうしやじゅうしよ
(請求者住所)

せいきゅうしやしめい
(請求者氏名)

かわさきしがいくじんこうれいしやふくしてあてせいきゅうしよようこうだい じょうだい こう きてい もと みしきゅうぶん
川崎市外国人高齢者福祉手当支給要綱第8条第4項の規定に基づき、未支給分

てあて つぎ せいきゅう
手当を次により請求いたします。

受 給 者 者	しめい 氏名			じゅきゅうしやばんごう 受給者番号		
	じゅうしよ 住所	〒		でんわ 電話	()	
	しぼうねんがっぴ 死亡年月日		ねん 年	がつ 月	にち 日	
	みしきゅうてあて 未支給手当	えん 円	(ねん 年	がつ 月	ねん 年

請 求 者	しめい 氏名						
	せいねんがっぴ 生年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日	じゅきゅうしや 受給者	との 続柄	ぞくがら
	じゅうしよ 住所	〒		でんわ 電話	()		
	振 込 口 座	きんゆうきかんめい 金融機関名			ほんてん 本店	してん 支店	
		しゅべつ 種別	ふつう 普通		とうざ 当座	()	こうざばんごう 口座番号
	フリガナ						
	こうざめいぎにん 口座名義人	しめい 氏名					

(あて名)

様

号
年 月 日

川崎市外国人高齢者福祉手当未支給決定通知書

川 崎 市 長

先に請求のありました川崎市外国人高齢者福祉手当未支給分について、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日死亡した 様に支給すべき川崎市外国人
高齢者福祉手当を次のとおり支給します。

支給期間		支給金額	
振込口座	金融機関名		支店名
	預金種別		口座番号
	口座名義人カナ		

次の理由により支給しません。

不支給理由	
-------	--

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。